

平成2年6月12日

新型コロナウイルス感染対策における KKR ホテル博多の取り組み

KKR ホテル博多 総支配人

1 目的

KKR ホテル博多の施設には、閉鎖空間である宴会場のほか、顧客と従業員が直接に接するフロントやレストラン、ブライダルサロンがあり、ひとたび新型コロナウイルス感染が発生すれば、感染者だけでなく、多くの人の健康とホテル業務の遂行に重大な影響を及ぼしかねません。

このため、当施設における業務に従事する従業員においては、

- 当施設から新型コロナウイルス感染症を絶対に発生させない、すなわち、従業員の感染を防止することはもとより、お客様、お取引様等、施設に関わる全ての人の感染を防止する。
- 万が一感染者が発生した場合には、感染拡大を最小限にとどめる。

との基本的な目標を共有し、一人一人の従業員が常にこれを意識した上で、業務に従事いたします。

以上の観点から、当ホテルは従業員が一丸となって新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでまいります。

2 感染防止のための基礎的対処及び感染者発生の場合に備えた従業員の取り組み

(1) 基礎的対処の徹底

○ 従業員は、飛沫感染（感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻等から吸い込んで感染すること）及び接触感染（感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れることでその物にウイルスが付着し、他者がそれを触ることでウイルスが手に付着し、さらにその手で口や鼻を触ることで粘膜から感染すること）を防止すべく、手洗い、手指のアルコール消毒、マスクの着用を含む咳エチケット、換気等の基礎的な対処を徹底しております。

○ 従業員は、職務中及び職務外を通じて、「三つの密」を徹底して避けるよう努めております。

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多くの人が密集している場所
- ③ 近接した距離で会話や発声が行われる密接場面があるところへの出入り
 - ・ カラオケボックス ・ スポーツジム ・ ライブハウス等
 - ・ 繁華街の接客を伴う飲食店での飲食
 - ・ 通勤以外での駅、バスターミナル、空港の利用

(2) 従業員への健康管理の徹底

○ 従業員の勤務開始時及び終了時に加え、休日においても体温の記録を行うなど、適切な健康管理を行っております。

○ 以下のいずれかの症状がある従業員については、最寄りの保健所等に相談し、受診の必要がある場合は、保健所等が指定する医療機関で受診させ、その指示に従うように促すとともに、その相談結果や医療機関を受診したときはその結果等について、報告させ自宅待機を命じております。

- ① 風邪の症状や、37.5度以上の発熱があった者。
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
- ③ 濃厚接触者と同居又は長時間の接触があった者
- ④ 適切な感染防護なしに感染者を看護、介護していた者
- ⑤ 感染者の気道分泌液や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ⑥ 感染者と15分以上の接触があった者
- ⑦ 保健所により感染疑いとの濃厚接触者と判断される可能性のある者。

(3) 関係機関の確認

○ 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合における保健所、最寄りの感染症指定医療機関の連絡先等を確認しておき、感染者等が発生した場合の連絡を、迅速かつ円滑に行うことができるよう準備しております。

(4) 最新の知見の把握

○ 新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見に留意し、厚生労働省等から新型コロナウイルス感染症に関する新たな対応方針が示された場合には、それに従った対応を執っております。

○ 今後の状況や知見の推移により、随時必要な改訂を行い、これを全従業員に共有しております。

3 従業員の感染防止策

(1) 従業員が着用すべき感染防止用品

感染防止用品と着用する従業員は、原則として以下のとおりとしております。

- マスク（パート・アルバイト含む全ての職員）
- 手袋
 - ・ 客室清掃に従事する従業員
 - ・ 調理に従事する従業員
 - ・ クロークにて顧客の荷物を対応する従業員
 - ・ 食材検品を行う従業員
 - ・ 食器等のスタンバイをする従業員

(2) 手洗い・手指の消毒

- 出勤時・退勤時に加え、業務の節目々や食事を摂る直前に、手洗いや手指の消毒を行う。

(3) マスクの取扱い

- 勤務中だけでなく、通勤時においても、必ずマスクを着用する。
- マスクを外す際は、ゴムの部分をつかんで外し、外面は触らない。

(4) 手袋の取扱い

- 手袋は、外す都度新しいものを使用することが望ましいが、再使用する場合は十分に消毒の上、使用する。

(5) マスク・手袋の適切な着け方・外し方の周知

- 各部門のバックヤードなど、従業員の目に付く場所に、マスク・手袋の適切な着け方・外し方が記載された貼り紙を掲示し、パート・アルバイトの感染防止に対する意識啓発を行う。

(6) 使用済み感染防止用品の廃棄ボックスの設置

- 使用済みのマスク、手袋等の感染防止用品は汚染されている可能性があるため、従業員が常時使用するゴミ箱とは別に専用の廃棄ボックス（大きなビニール袋を内包し、蓋の閉まるもの）を設置し、一般の廃棄物と分別して廃棄しております。

(7) その他

- 腕時計やスマートフォンもウイルスが付着しているおそれが強いので、こまめな消毒を徹底しております。
- 公共交通機関を利用して退勤した者は、帰宅後、直ちに手洗い又は手指の消毒を行うことに加え、速やかに洗顔・洗髪・シャワー又は入浴を行い、衣類を着替えるよう指示しております。

4 ホテルご利用のお客様に対する感染防止策およびお願い

(1) 全般

ア ドアノブ等の消毒

- 不特定多数の者が触れる可能性のあるドアノブ、電気のボタン、エレベーターのボタン、エスカレーターの手すり部分、受付・待合室のテーブル、筆記用具、駐車券発行機、椅子の肘掛等については、原則として1日2回以上、消毒を徹底しております。
- 消毒は、手袋着用の上で実施しております。

イ 換気、ドア周辺、空調機等の空気流路出入口の消毒

- 宴会場等を利用する場合は、勤務人数や施設の状況等に応じて、可能な限り一定の間隔を空けて着席するとともに、利用後の消毒や室内の換気を徹底しております。
- 宴会場等は、ドアの開閉の要否を適切に判断し、特に必要がなければ、開放をお願いしております。換気が困難な場合には、空気清浄機を設置するなどの対策を講じます。
- 換気、空調のため空気の流れが狭くなっている空気の出入口には汚染若しくは汚染され

た物質が付着する場合がありますため、開始に当たっては、ドア周辺、空調機の空気吹出口、空気取入口を消毒しております。

ウ 打ち合わせ

- 打ち合わせは可能な限り電話やメールにてお願いしております。
- 感染を拡大させるリスクがあるため、打合せが必要な場合にあっても、双方間で一定の距離を取ることにします。
- ホテル内での打ち合わせは原則マスク着用をお願いしております。

(2) 接客

アクリル板等の飛沫防止設備の設置

- 対面時の飛沫感染を防止するため、一部の部署ではアクリル板等による飛沫防止設備を設置しております。
- 適切な方法でアクリル板の消毒を行っております。
- また、アクリル板等の下部の書類等の受け渡し口から飛沫を浴びる可能性があることも踏まえ、受け渡しをアクリル板の左右から行うなど柔軟に対応し、お客様が飛沫を浴びることのないよう留意しております。

5 お取引先様へのお願い

- 施設において実施している取組を踏まえた上で、ご協力願います。
 - 手洗い・消毒の励行、従業員との適切な距離の確保などの感染防止のための基礎的対処をお願いいたします。
 - お取引様での感染者、その疑いのある者又は感染者の濃厚接触者が発生した場合を想定し、あらかじめ施設担当者へ緊急時の連絡先をお伝えください。また、以下の点についてお願いする場合がございます。
- ① 情報の速やかな提供（行動歴・行動範囲の確認、感染源等）
 - ② 業務継続が困難な場合の代替の確保

6 取り組みに関する見直し

政府等の基本方針の見直しがあった場合は、直ちに変更内容に応じて本取り組みを見直すこととします。